

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第10号で定めるたこつぼなわ網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 たこつぼなわ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
いいだこつぼなわ漁業	香西・下笠居地先海面	12月1日から 4月30日まで	1	香西に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月9日～同年12月15日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和6年4月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 漁業権漁場で操業するときは、本権者と協議すること。

(ウ) 使用するつぼの大きさは、最長部分の外寸法で幅15cm、高さ10cm、奥行き10cmとする。また、開口部は最長9cm以内とする。但し、標準和名アカニシ及び標準和名ウチムラサキの貝殻についてはこの限りではない。

(エ) 同業者間での協定は厳守すること。

(オ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(カ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。